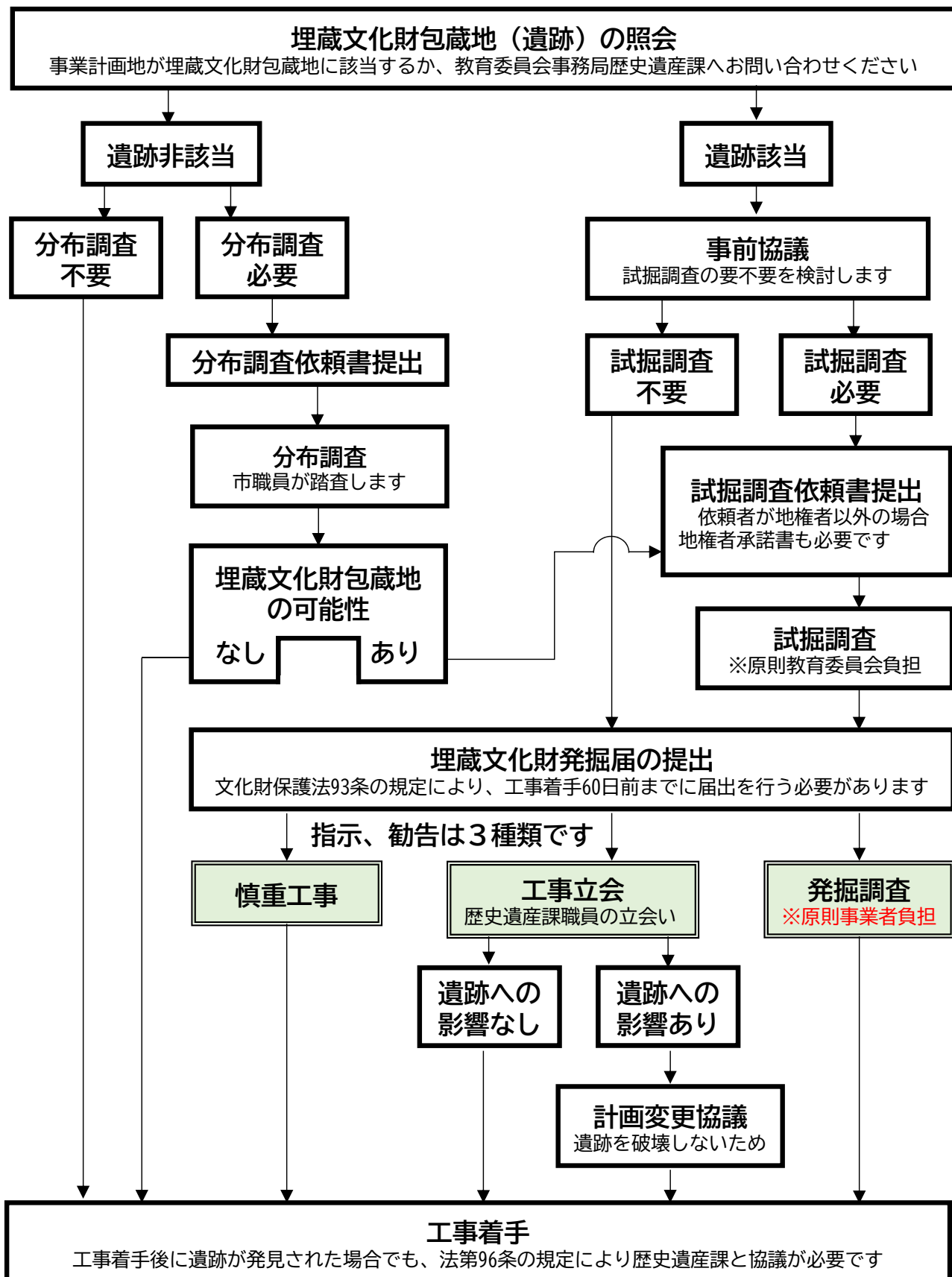


周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）で土木建築工事を行う場合の 手続きフロー



- ・届出を行わず建築工事等により遺跡を破壊した場合、事業主(施主)は文化財保護法により罰せられる場合があります。
- ・発掘調査については、事業内容により国庫補助金が活用できる場合があります。事前に市教委と協議してください。
- ・工事中に遺跡が発見された場合、文化財保護法第96条の規定により、市教委と協議する必要があります。
- ・分布調査は、事業計画地が これまでに埋蔵文化財の所在確認を行ったことがない1ha以上の土地である場合や、周辺に遺跡が存在する土地である場合などに行います。